

## 赤塚税務会計事務所通信

## 定額減税

～制度開始直前に確認したいこと～

以前にもご紹介しました定額減税。来月6月以降に支給する給与・賞与から月次減税事務が始まります。制度開始を迎えるにあたって、制度の概要・注意点を振り返ってみましょう。

**定額減税とは**

定額減税とは、令和6年分の所得税に限り、一人あたり3万円(扶養親族がいる場合には扶養親族一人につきプラス3万円)の減税を行うものです。

住民税についても一人あたり1万円の減税が実施されますが、こちらについては、市役所で計算されますので、事業者側で計算する必要はありません。

ただし、所得金額が1,805万円(給与収入の場合2,000万円)を超える者、非居住者は定額減税の対象外となっています。

※扶養控除等申告書を提出していない乙欄・丙欄適用者は対象外となります。

② 通常の方法により給与・賞与に対する所得税額(控除前税額)を計算します。

③ 控除前税額から月次減税額を差し引きます。このとき引ききれない月次減税額は翌月の控除前税額から控除します。また、従業員に交付する毎月の給与明細には、適宜の場所にその月に実際に控除した金額を「定額減税××円」などと表示します。

※月次減税控除額の累計額や未控除の月次減税額を表示するかどうかは任意です。

**月次減税事務と年調減税事務**

定額減税は、6月以降の給与・賞与支払時に行われる月次減税事務と年末調整の際に行われる年調減税事務の2段階に分けて行われます。

**月次減税額の計算**

月次減税額を計算するにあたっては、次の点にご注意ください。

**月次減税事務の手順**

月次減税事務の手順は次のように行います。

① 6/1時点で在籍している従業員の扶養控除等申告書を確認して、月次減税額を計算します。

① 基準日(6/1)時点での在籍者、扶養親族数を基に計算します。6/2以降に入社した人に対しては、月次減税は実施せず、年調減税で定額減税を行います。また、6/2以降の扶養親族等の増減についても月次減税については反映させません。

裏面に続きます～

つまり、月次減税額は一度計算したら、再計算は行わず、年調減税で調整する仕組みとなっています。

- ② 月次減税額の基となる扶養親族数のカウントには、16歳未満の扶養親族も含まれます。  
※通常の源泉所得税(控除前税額)の計算に用いる扶養親族数と月次減税額に用いる扶養親族数とは異なる場合があります。
- ③ 月次減税額の対象となる配偶者は所得の見積が48万円以下(給与収入103万円以下)の場合に限ります。
- ④ 年間の所得金額が1,805万円(給与収入の場合は2,000万円)を超える場合には、定額減税の対象外となるのですが、月次減税額を計算する際には、この所得制限を考慮しません。つまり、所得の見積が1,805万円を超える場合であっても、扶養控除等申告書を提出している場合には、月次減税を実施することになります。

## **定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付)**

一人あたり所得税3万円、住民税1万円の定額減税ですが、そもそも所得が少なく、減税しきれない場合もあります。このような場合には、給付金(調整給付)が市区町村から支払われる仕組みとなっています。

また、本来は令和6年分の所得を基に給付額を計算するものですが、次のような取り扱いになるようです。

「国民のみなさまに早期に給付をお届けする観点から、2023(令和5)年の課税状況に基づき、給付額が算定されます。2024(令和6)年分の所得税額が確定した後、2023(令和5)年と比較して所得に変動があるなどの一定の事情によって、当初の給付額に不足があることが判明した場合は、追加で給付されます。(内閣官房HPより)」

## **まとめ**

6月支給の給与・賞与から始まる月次減税事務を中心に定額減税制度についてご紹介しました。年末調整事務については、10月ごろに国税庁から詳細が発表されしだい、お伝えしたいと思います。

令和6年のみの特異な計算事務となりますので、計算誤りなどがないように注意していきたいですね。



**赤塚税務会計事務所**

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803

FAX 048-972-4809

MAIL [akatsuka@a-taxlaw.com](mailto:akatsuka@a-taxlaw.com) HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！